

[事案 2019-249] 満期保険金等支払請求

・令和2年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

養老保険の満期保険金の支払いと、二重払いになっている終身保険の特約保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年2月に養老保険4件と終身保険を契約したが、保険会社は、自分が加入した養老保険は3件であったとして、1件の満期保険金の支払いを拒んでいるため、満期保険金を支払ってほしい（請求①）。また、終身保険（本契約）の主契約及び特約の保険料は加入時に前納していたが、平成14年1月に特約保険料の払込みをさせられ二重払いになっているため、二重払いとなっている特約保険料を返還してほしい（請求②）。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①にて存在を主張する養老保険は、申立人と全く無関係の第三者の契約である。
- (2) 請求②について、本契約の終身保険の加入時に前納された保険料は、主契約の払込満了までの主契約及び特約の保険料であり、申立人が支払った保険料は、それ以降の前納特約保険料であるから、二重払いは生じていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、当時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①の養老保険が成立しているとは認められず、請求②の特約保険料の二重払いが生じているとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。